

施設サービス

施設サービスは、どのような介護が必要かによって4つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスを利用できません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 要介護3～5

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴・排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。



介護老人保健施設（老人保健施設） 要介護1～5

病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や看護、リハビリが受けられます。

介護医療院 要介護1～5

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられます。

居住サービス

軽費老人ホーム

低額（所得に応じた料金）で利用できる老人ホームです。介護を支援するというよりは食事の提供など日常生活を支援するための施設です。そのため、一人での日常生活が困難になった場合は退居しなければなりません。

有料老人ホーム

料金設定や提供されるサービスが多岐に渡っている民間の施設です。介護保険の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つのタイプがあります。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者向けの賃貸住宅です。安否確認や生活相談などのサービスが提供されます。ただし、訪問看護や訪問診療など介護や医療は原則として外部のサービスを利用する必要があります。

かすみがうら市特別給付 ※自宅で介護を受けている方が支給対象です。

おむつ利用費支給

対象者
要介護1～5の認定を受け、常時おむつを必要とする方

1か月におむつの購入に要した費用の9割に相当する額とし、支給限度額は5,000円となります。

※病院などに入院中は支給の対象になりません。
※商品券等で支払われた額は支給の対象になりません。

訪問理容・美容サービス費支給

対象者
要介護3～5の認定を受け、自宅で理容・美容のサービスを受けた方

2か月に1回の訪問理容・美容のサービス利用に要した費用の9割に相当する額とし、支給限度額は2,000円となります。

移送サービス費支給

対象者
要支援・要介護認定を受けた方

1か月に利用したタクシー運賃の5割に相当する額とし、支給限度額は10,000円となります。



禁無断転載©東京法規出版

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1～5（介護予防認知症対応型共同生活介護：要支援2）

認知症の方が共同で生活できる場（居住）で食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



小規模多機能型居宅介護

要介護1～5（介護予防小規模多機能型居宅介護：要支援1・2）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

地域密着型通所介護 要介護1～5

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、事業対象者が対象

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員に相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

訪問型サービス

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーや生活支援員等に自宅に訪問してもらい、調理や掃除、洗濯などの支援が受けられます。



通所型サービス

通所介護施設で、日常生活上の支援を日帰りで受けることができます。また、運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上といった選択サービスも受けることができます。

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが、いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう支援するための拠点です。介護に関する悩みや心配事のほか、健康や福祉、医療に関するさまざまな支援を行っています。



地域包括支援センターが行っている主な支援

- 介護予防ケアマネジメント
要支援者や事業対象者に認定された方のケアプランを作成したり、生活機能が低下している方へ総合事業の利用を支援します。
- 総合相談支援
高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援をします。
- 権利擁護
高齢者の方への虐待の防止・早期発見や、悪質商法の被害防止を、関係機関と連携して行います。
- 包括的・継続的ケアマネジメント
適切なサービスが提供されるように、地域のケアマネジャーへの助言や支援を行います。

お問い合わせは **保健福祉部 介護長寿課**
TEL.0299-59-2111・029-897-1111 FAX.0299-59-2186

介護サービス マップ

2024
年度



かすみがうら市

在宅サービス

居宅介護支援 要介護1～5

居宅介護支援は、ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



介護予防支援 要支援1・2

地域包括支援センターの職員などが介護予防ケアプランを作成するほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

訪問介護 要介護1～5

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、炊事・清掃などの生活援助を行います。
※生活援助は、独居世帯等でなければ受けることができません。



訪問看護 要介護1～5（介護予防訪問看護：要支援1・2）

看護師などが訪問し、病状の観察や床ずれの手当て、点滴の管理などを行います。



訪問リハビリテーション 要介護1～5（介護予防訪問リハビリテーション：要支援1・2）

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。要支援者の場合、本人が行える体操やリハビリを指導します。

訪問入浴介護 要介護1～5（介護予防訪問入浴介護：要支援1・2）

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。要支援者の場合、本人のできる範囲でお手伝いします。

通所介護（デイサービス） 要介護1～5

デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



通所リハビリテーション（デイケア）

要介護1～5（介護予防通所リハビリテーション：要支援1・2）

介護老人保健施設や医療機関で、機能訓練などが受けられます。要支援者の場合、介護予防を目的とした機能訓練などが受けられます。

短期入所（生活・療養）介護

要介護1～5（介護予防短期入所（生活・療養）介護：要支援1・2）

施設に短期入所して、介護や機能訓練などが受けられます。要支援者の場合、生活機能の維持向上のための機能訓練が受けられます。



介護予防訪問介護、介護予防通所介護は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。詳しくは介護長寿課または地域包括支援センターへお問い合わせください。

●介護サービス等提供事業所 (かすみがうら市)

Table with 10 columns: 事業所名称, 所在地, 電話番号, 居宅介護支援 (ケアプラン作成), 訪問看護, 訪問介護, 訪問リハビリ, 通所介護, 介護福祉施設, 短期入所 (生活・療養), 介護療養型医療施設, 小規模多機能型居宅介護, 認知症対応型共同生活介護, 介護老人保健施設, 介護老人ホーム, 有料老人ホーム (住宅型・介護型), サイバシ付き高齢者向け住宅, 総合事業 (通所型・訪問型).

●主な公共施設

Table with 4 columns: No., 施設名, 所在地, 電話番号. Includes: 1 かすみがうら市役所 千代田庁舎, 2 かすみがうら市役所 霞ヶ浦庁舎, 3 下稲吉コミュニティセンター (旧働く女性の家), 4 かすみがうらウエルネスプラザ, 5 霞ヶ浦コミュニティセンター (旧あじさい館), 6 やまゆり館, 7 千代田コミュニティセンター (旧志筑小), 8 西消防署, 9 東消防署.

●介護サービス等提供事業所 (石岡市)

Table with 10 columns: 事業所名称, 所在地, 電話番号, 居宅介護支援 (ケアプラン作成), 訪問看護, 訪問介護, 訪問リハビリ, 通所介護, 介護福祉施設, 短期入所 (生活・療養), 介護療養型医療施設, 介護老人保健施設.

●介護サービス等提供事業所 (土浦市)

Table with 10 columns: 事業所名称, 所在地, 電話番号, 居宅介護支援 (ケアプラン作成), 訪問看護, 訪問介護, 訪問リハビリ, 通所介護, 介護福祉施設, 短期入所 (生活・療養), 介護療養型医療施設, 介護老人保健施設.

